

第4次 中央区シルバー人材センター中期計画

(令和4年度～令和8年度)

(案)

令和4年4月

公益社団法人 中央区シルバー人材センター

目次

I	計画策定の背景と目的	1
II	計画の性格と期間等	2
III	センターを取り巻く現状と課題	3
1	中央区の総人口と会員対象年齢人口の推移	3
2	会員に関するデータの推移	4
3	就業に関するデータの推移	5
4	会員・発注者の意見	7
(1)	会員の意見	7
(2)	発注者の意見	9
IV	第3次計画（平成29～令和3年度）の評価	10
1	主要目標	10
2	主要目標に関する概況	10
3	事業の評価	11
(1)	会員の拡大	11
(2)	就業の拡大	12
(3)	就業の適正化・公平化の推進	13
(4)	就業に関する質及び安全の確保	13
(5)	社会奉仕活動の充実	14
(6)	普及啓発活動の充実	15
(7)	組織基盤の強化	15
V	計画の枠組と事業展開	17
1	センターの基本理念	17
2	第4次計画における主要目標	17
3	事業の展開	18
(1)	会員の拡大	18
(2)	就業の拡大	19
(3)	就業の適正化・公平化の推進	20
(4)	就業に関する質及び安全の確保	20
(5)	社会奉仕活動の充実	21
(6)	普及啓発活動の充実	21
(7)	災害・感染症対策の推進	22
(8)	組織基盤の強化・安定化	22

VI 資料	24
<資料1 総務委員会運営規則>	24
<資料2 総務委員会委員>	25

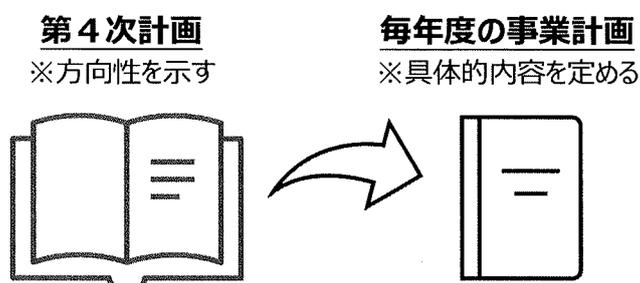
I 計画策定の背景と目的

- ・ 中央区シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、昭和 56 年 2 月に「中央区高齢者事業団」として発足しました。昭和 56 年 7 月には「社団法人シルバー人材センター中央区高齢者事業団」と組織・名称を変更し、平成 23 年 4 月からは公益社団法人に移行しました。発足以来、「自主・自立」「共働・共助」の理念のもと、高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ることを目的に、会員、役員、地域の関係団体や事業者の皆様、区などと協働して、地域に根差した事業を展開してきました。
- ・ センターでは、平成 18 年度から平成 23 年度の 6 年間を期間とする第 1 次中長期計画、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間を期間とする第 2 次中長期計画、そして平成 29 年度から令和 3 年度の 5 年間を期間とする第 3 次中期計画を策定し、センター事業の充実を図ってきました。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大は、会員数や契約金額の減少に加え、会員の健康管理や就業するうえでの安全対策など、働き方にも大きな影響をもたらしたことから、今回の事象を踏まえたセンターとしての対応を確立するとともに、地震などの災害時を想定したセンターの危機管理体制についても構築していく必要があります。
- ・ 今後の社会情勢の変化や少子高齢社会の一層の進展を見据え、同時に、公益社団法人として、さらなる事業の拡充を図り、多くの高年齢者が仕事や社会参加を通して生きがいをもてる地域社会を築くために取り組んでいく必要があります。このため理事会の機関である総務委員会において、次期の計画について検討を進め、このたび第 4 次中央区シルバー人材センター中期計画（以下、「本計画」という。）としてまとめました。
- ・ 本計画は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間のセンター事業の方向性及び目標を定める計画です。センター事業の今後のあり方を示すとともに、役職員・会員皆で共有し、協働して取り組むことで、センターの着実な事業展開に結び付けてまいります。

Ⅱ 計画の性格と期間等

- ・ 第3次計画の取り組み状況等を踏まえつつ、センターを取り巻く社会情勢等を鑑み、今後のセンターのあるべき姿や役割を見据え、令和4年度から令和8年度までの5年間の事業展開等のあり方を示しています。
- ・ 令和8年度には、社会情勢や事業の展開状況等を踏まえ、令和9年度からの第5次計画に向けた改定作業を行うこととなります。
- ・ 具体的な内容は毎年度の事業計画に定めて実施し、結果は事業報告として毎年度の定時会員総会で報告します。

< 計画の性格 >



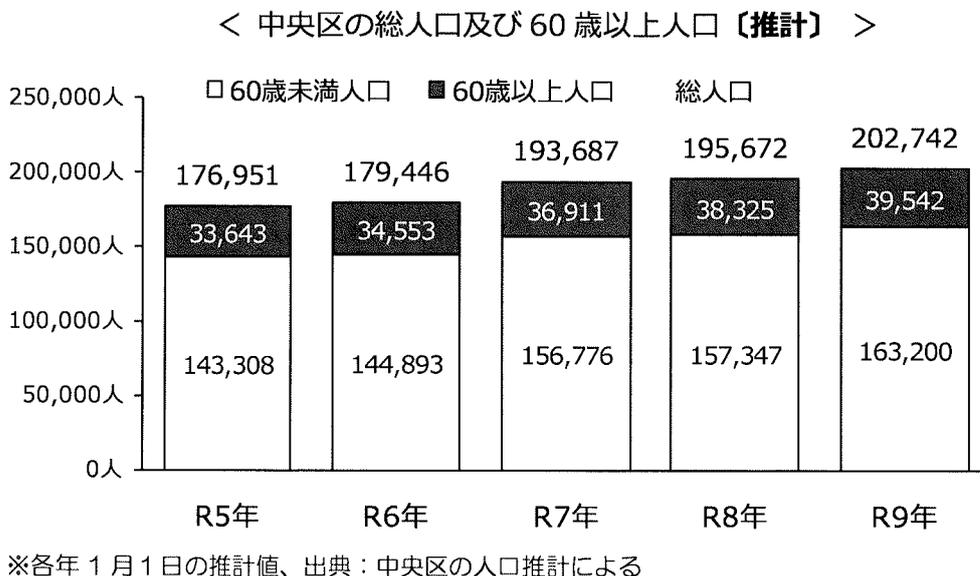
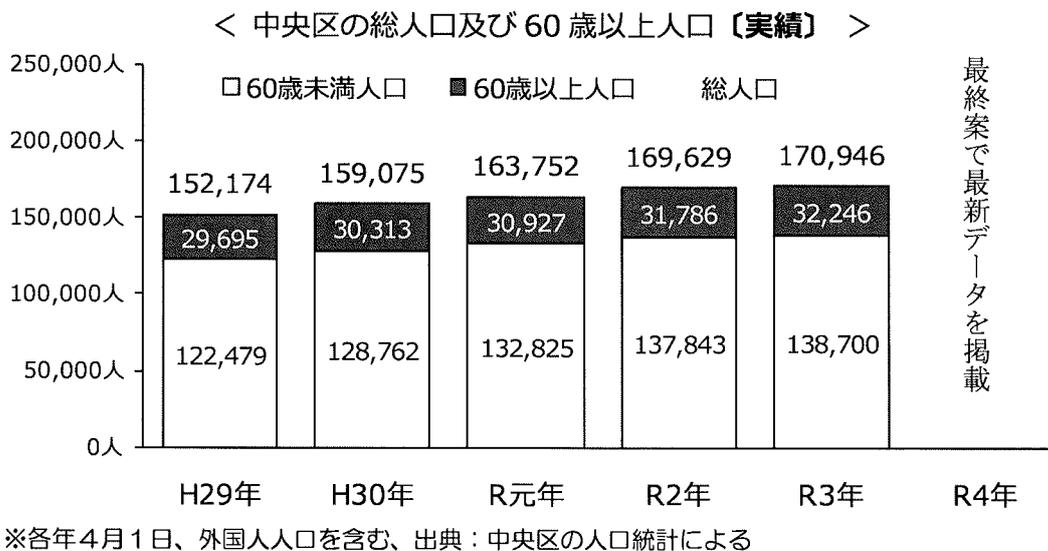
< 計画期間 >

	平成18年度～ 平成23年度	平成24年度～ 平成28年度	平成29年度～ 令和3年度	令和4年度～ 令和8年度	令和9年度～
第1次計画	→				
第2次計画		→			
第3次計画			→		
第4次計画				→	
(第5次計画)				改定作業	→

Ⅲ センターを取り巻く現状と課題

1 中央区の総人口と会員対象年齢人口の推移

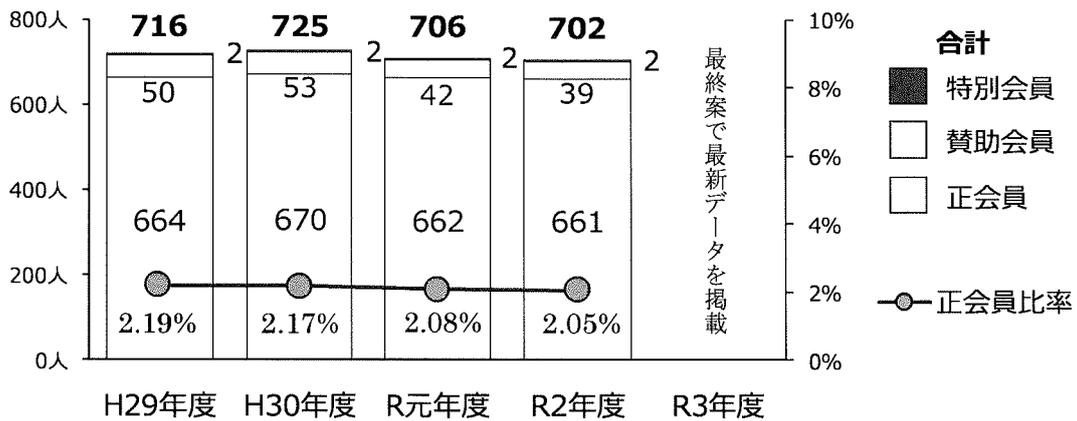
- ・ 中央区では、人口増が続いており、センターの会員対象年齢である 60 歳以上の人口も増加しています。令和 4 年 1 月の 60 歳以上人口は、32,726 人となっています。
- ・ 本計画期間中の 60 歳以上人口（会員対象年齢人口）は、令和 9 年 1 月に約 3 万 9 千 5 百人になると推計されています。



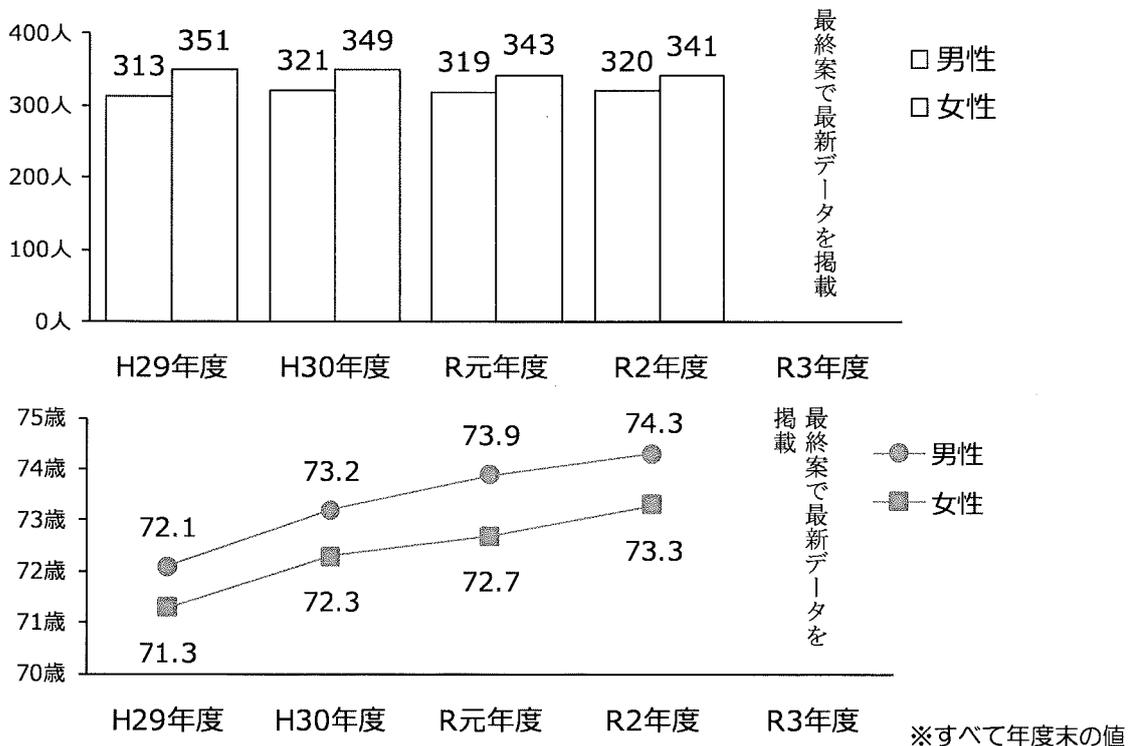
2 会員に関するデータの推移

- ・ 令和3年度の正会員数は●名で、60歳以上中央区人口に占める正会員比率は●%です。継続雇用制度の浸透や新型コロナウイルスの感染拡大の影響も受け、会員数が伸び悩んでいます。
- ・ 会員の性別は、女性が増加傾向にあり、女性が男性を●名上回りました。他のシルバーにはない、中央区の特徴といえます。
- ・ 令和3年度の会員の平均年齢は●で、平成25年度(男性71.3歳、女性69.9歳)以降は上昇傾向にあります。

< 会員数・正会員比率（60歳以上中央区人口に占める会員の割合） >



< 男女別会員数と会員の平均年齢 >

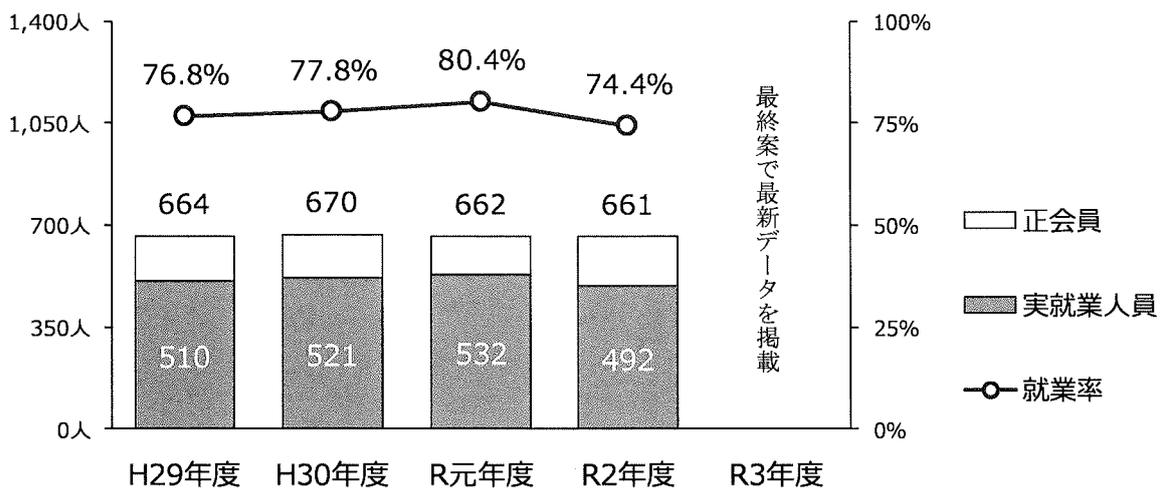


※すべて年度末の値

3 就業に関するデータの推移

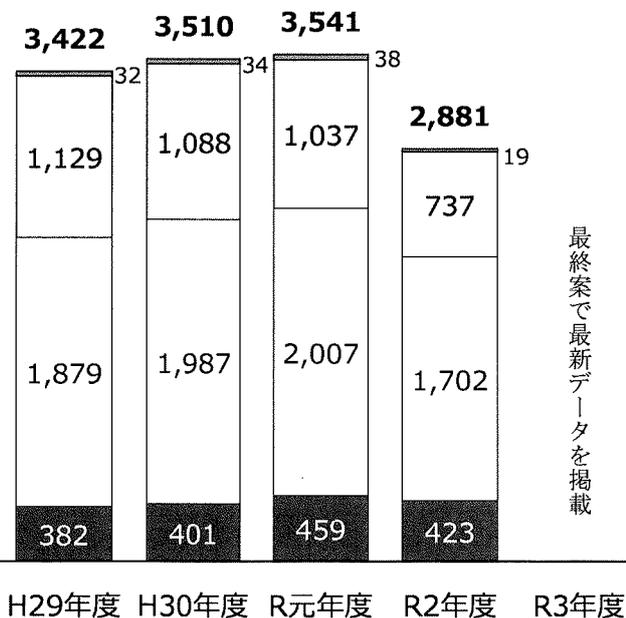
- ・ 就業会員数及び就業率は令和元年度までは着実に伸びていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、令和2年度は減少しています。
- ・ 受託件数も同様の傾向を示しており、令和2年度の大幅な減少から、令和3年度は回復の兆しを見せています。
- ・ 契約金額（配分金）についても、令和2年度に大幅な減少、令和3年度は回復してきたものの、令和元年度以前の実績には届かない状況です。

< 就業会員数・就業率 >



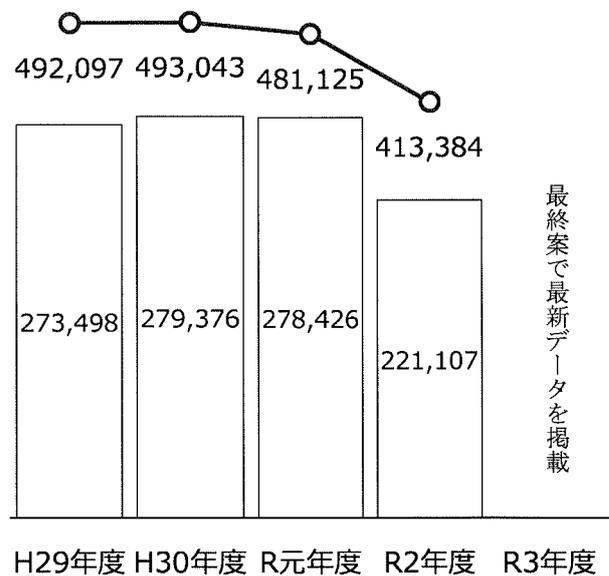
< 受託件数 >

■ 公共 □ 企業等 □ 家庭 ■ 独自 合計



< 契約金額（配分金） >

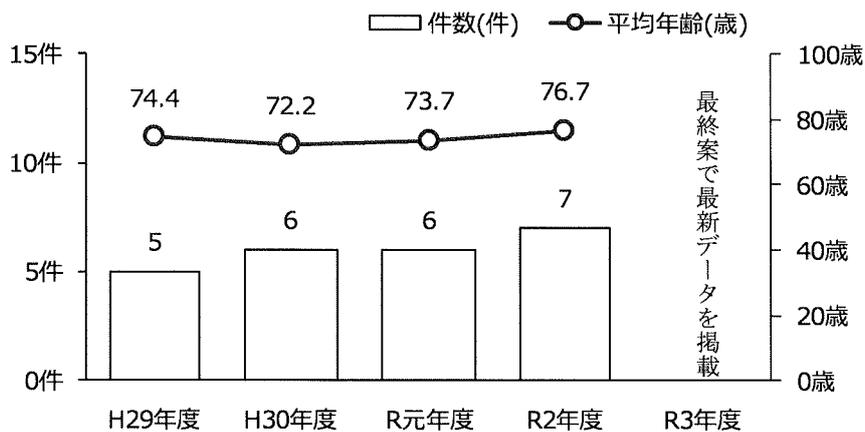
□ 契約金額合計 (千円) ○ 実就業人員一人当り配分金 (円)



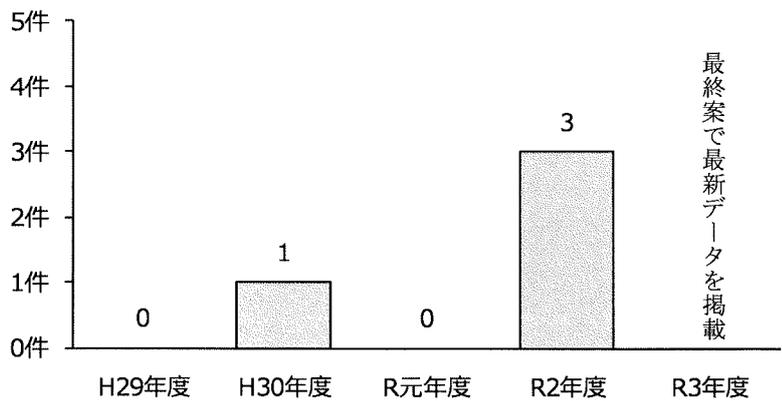
※すべて年度末の値

- ・ 傷害事故件数は、増加傾向にあります。
- ・ 所属会員の平均年齢が上昇する中、傷害事故が起きた会員の平均年齢も上昇傾向にあります。
- ・ 賠償事故は、年度により件数にばらつきはありますが、家事援助サービスや清掃での発生が多くなっています。

< 年度別の傷害事故件数及び当該会員の平均年齢 >



< 年度別の賠償事故件数 >



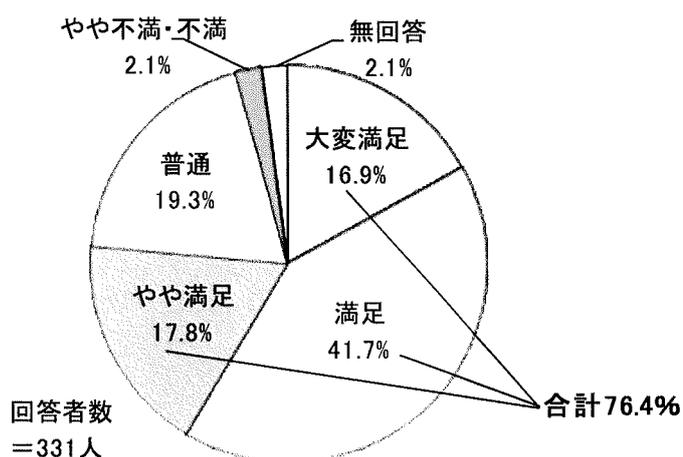
※すべて年度末の値

4 会員・発注者の意見

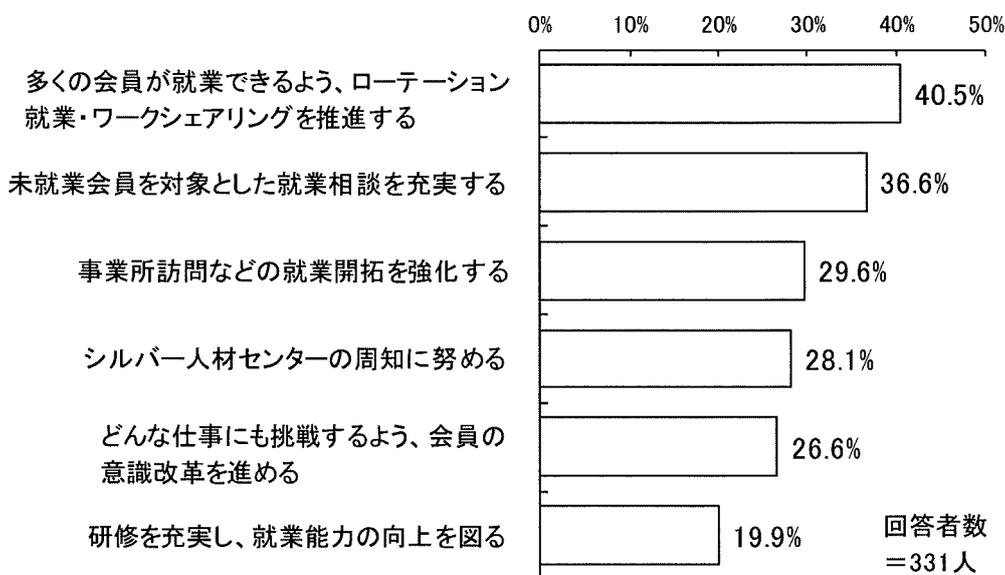
(1) 会員の意見

- ・ 会員の入会満足度は、76.4%となっています。
- ・ また、会員の就業を推進するためには、ローテーション就業やワークシェアリングの推進、就業相談の充実、就業開拓の強化などが必要という意見が多いことがわかります。

< 会員の入会満足度 >

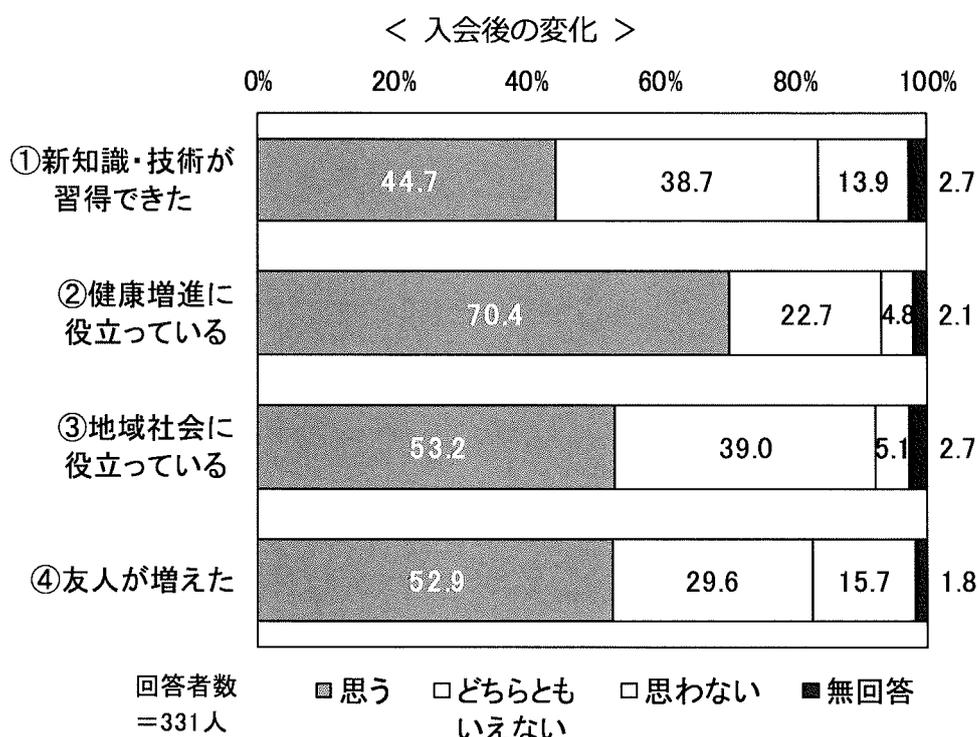


< 未就業者を減らす取り組み（上位6位） >（複数回答）

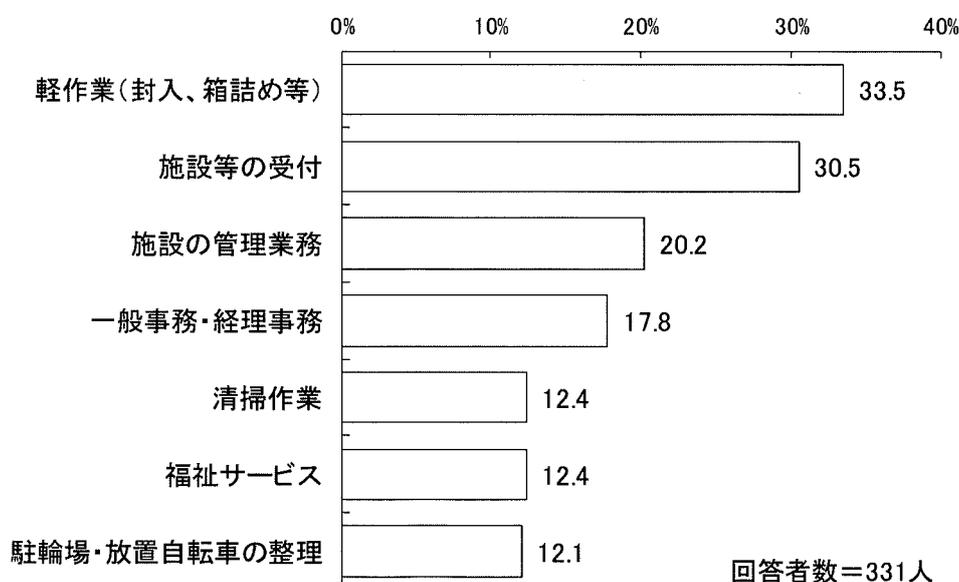


※出典：「令和2年度お客様満足度調査・会員調査報告書」令和3年2月

- ・ 入会の効果としては、健康増進に役立っている、地域社会に役立っているという意見が多い結果となっています。
- ・ 会員が就きたい仕事の上位は、軽作業、施設等の受付、施設の管理業務、一般事務・経理事務、清掃作業などとなっています。



＜ 会員が希望する仕事（上位7位） ＞ （複数回答）

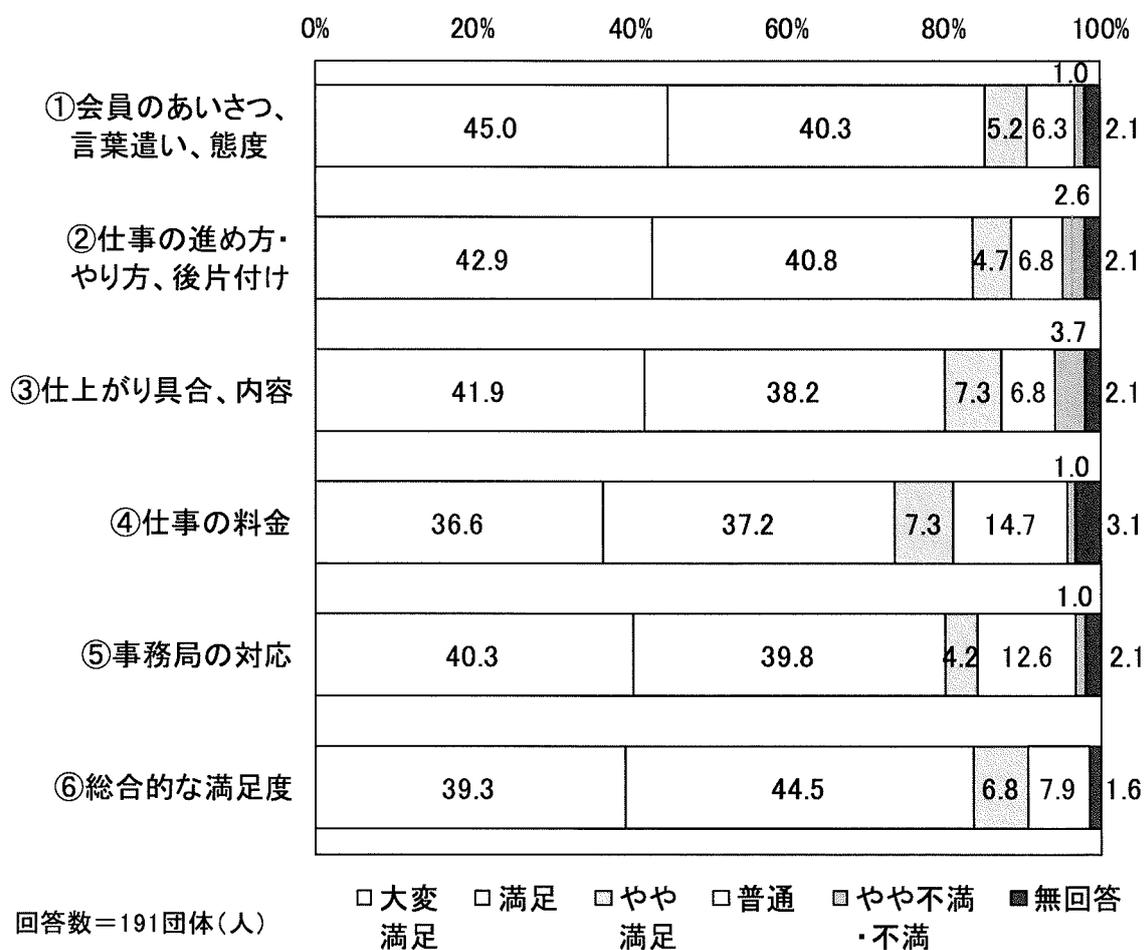


※出典：「令和2年度お客様満足度調査・会員調査報告書」令和3年2月

(2) 発注者の意見

- ・ 会員の仕事等に対する発注者の満足度については、⑥総合的には約 91%が満足であり、個別にみると、①あいさつ等、②仕事の進め方等、③仕上がり具合等が、9割前後と高い評価となっています。

< 会員の仕事等に対する発注者の満足度 >



※出典：「令和2年度お客様満足度調査・会員調査報告書」令和3年2月

IV 第3次計画（平成29～令和3年度）の評価

1 主要目標

< 主要目標 >

主要目標	令和3年度	
	達成目標	達成状況
■ 会員数	正会員 710名	正会員 名
■ 就業率	85%	%
■ 配分金	270,000,000円	円

2 主要目標に関する概況

■ 会員数（正会員）

- ・ 平成28年度末の640人から令和3年度末の●人と、●人、●%の増となっておりますが、計画で定めた令和3年度目標の710人に対しては、●人下回り、達成率は●%となりました。
- ・ これは高齢者人口の増加があるものの、65歳までの雇用継続が一般化し、60歳代前半の新入会員が伸び悩んでいることに加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もその一因と考えられます。

■ 就業率

- ・ 平成28年度の77.8%から令和3年度の●%と●ポイント減少しており、目標の85%に対しては、●ポイント下回りました。
- ・ 令和3年度の未就業正会員数は●人であり、就業のない会員のリストを毎月作成し、就業紹介を積極的に行っているものの、会員側の事情で就業に結びつかないケースも見られます。

- ・ また、増加している仕事は技術・技能分野など専門技術が必要あるいは家事援助など、希望者が少なく、かつ短時間での業務が多いため、就業会員が限定される傾向があります。

■ 配分金

- ・ 平成 28 年度の 245,981 千円から令和 3 年度は●千円となり、●千円、●%の減となっています。目標の 270,000 千円を●千円下回り、達成率は●%となりました。

3 事業の評価

(1) 会員の拡大

▼取り組み 1 __入会説明会の改善

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果
入会説明会参加予約制の実施	・参加人数が事前に把握できることで、当日の混乱の防止が図れた。
入会申込者との面談の正確化	・入会申込者の就業希望内容の聞き取り手順をマニュアル化したことにより、正確な聞き取りが実施できた。

▼取り組み 2 __機会をとらえた積極的な P R

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果
中央区広報紙での P R	・中央区広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」に年 4 回掲載
イベントへの参加	・中央区健康福祉まつり、中央区「セカンドライフ応援セミナー」、東京しごと財団「これからシルバー応援フェスタ」等に参加した。

▼取り組み 3 __会員による拡大

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果
口コミによる入会呼びかけ	・継続して実施

(2) 就業の拡大

▼取り組み 1__就業専門員のスキルアップ

具体的取り組み	第3次計画（平成29～令和3年度）の成果
情報共有及び見える化の実施	・受付から受注までの状況について、台帳による記録を実施。情報の見える化と共有を行い、確実な受注の確保に取り組んだ。

▼取り組み 2__介護予防・日常生活支援総合事業の拡大

具体的取り組み	第3次計画（平成29～令和3年度）の成果
事業拡大	・継続して実施

▼取り組み 3__独自事業の充実

具体的取り組み	第3次計画（平成29～令和3年度）の成果
パソコン教室の拡充	・6コース年16回実施 ・1講座あたりの回数等カリキュラムの変更を行い、受講機会を拡大した。
毛筆教室の拡充	・初心者向け毛筆教室を年2回、毛筆写経教室を年3回実施
包丁研ぎの実施	・第2・第4月曜日締切、金曜日渡し

▼取り組み 4__一般労働者派遣事業の立ち上げ

具体的取り組み	第3次計画（平成29～令和3年度）の成果								
労働者派遣事業所設立	・平成29年4月設立								
労働者派遣受注開始	・平成30年度より受注開始 <table border="1" data-bbox="638 1630 1369 1727"> <thead> <tr> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38,301円</td> <td>1,425,036円</td> <td>713,939円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	38,301円	1,425,036円	713,939円	
H30年度	R元年度	R2年度	R3年度						
38,301円	1,425,036円	713,939円							

(3) 就業の適正化・公平化の推進

▼取り組み 1__就業の適正化・公平化に関する仕組みの推進

具体的取り組み	第3次計画（平成29～令和3年度）の成果
就業終了年数の運用	・発注者の意向や就業会員の健康状況により判断を行い、適正化・公平化を図りながら受注を継続した。

(4) 就業に関する質及び安全の確保

▼取り組み 1__仕事別の接客研修

具体的取り組み	第3次計画（平成29～令和3年度）の成果									
接客研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・就業を希望している全会員を対象に接客マナー研修を実施 ・新型コロナウイルスの感染を防止するため令和2年度は中止、令和3年度は接客事例集を全会員に配付した。 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>512名</td> <td>510名</td> <td>537名</td> <td>中止</td> <td>全会員に配付</td> </tr> </tbody> </table>	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	512名	510名	537名	中止
H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度						
512名	510名	537名	中止	全会員に配付						

▼取り組み 2__安全管理委員会の機能強化

具体的取り組み	第3次計画（平成29～令和3年度）の成果
安全対策実施計画書の改定	・安全対策実施計画書（年間）に結果記載欄を作成するとともに、結果を安全管理委員会に報告した。

▼取り組み 3__会員研修の充実

具体的取り組み	第3次計画（平成29～令和3年度）の成果									
安全教育研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒予防講習の実施 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34名</td> <td>36名</td> <td>22名</td> <td>中止</td> <td>20名</td> </tr> </tbody> </table>	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	34名	36名	22名	中止
H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度						
34名	36名	22名	中止	20名						
安心安全講習会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・AED講習会の実施 平成29年度 参加人数 16名 									

▼取り組み 4__損害事故防止の発生抑制

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果
事故発生状況を周知	・ 機関紙「シルバーのあゆみ」に安全に関する記事を掲載

▼取り組み 5__区民健診の受診徹底

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果
会員の健康状況の確認	・ 継続就業の開始時及び年度更新時に健康状況の確認を実施

▼取り組み 6__緊急連絡体制の整備

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果
緊急連絡先の確認	・ 年に 1 回緊急連絡先の確認を実施

▼取り組み 7__調査研究

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果
令和 2 年度顧客満足度調査・会員意識調査の実施	・ お客様の総合満足度 90.6% ・ 会員の入会満足度 76.4%
未就業会員への意向調査を実施	・ 平成 30 年度、令和元年度に未就業の会員に就業に関する意識調査を実施

（5）社会奉仕活動の充実

▼取り組み 1__清掃ボランティア活動の継続

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果										
清掃ボランティア活動の実施	・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため令和 2 年度以降中止していたが、令和 3 年 12 月から再開した。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R 元年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 回 計 363 名</td> <td>3 回 計 385 名</td> <td>4 回 計 409 名</td> <td>中止</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	3 回 計 363 名	3 回 計 385 名	4 回 計 409 名	中止	
	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度						
3 回 計 363 名	3 回 計 385 名	4 回 計 409 名	中止								

▼取り組み 2__機会をとらえた募金活動の実施

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果						
募金活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災義援金募金活動を令和元年度まで実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>R 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38,584 円</td> <td>38,351 円</td> <td>37,388 円</td> </tr> </tbody> </table>	H29 年度	H30 年度	R 元年度	38,584 円	38,351 円	37,388 円
H29 年度	H30 年度	R 元年度					
38,584 円	38,351 円	37,388 円					

（6）普及啓発活動の充実

▼取り組み 1__ホームページの充実

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果
ホームページのリニューアル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集している業務について掲載内容等の充実と更新頻度を改定した。

▼取り組み 2__多様な媒体による普及啓発

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果
広告・宣伝の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央区広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」や中央区掲示板への掲示等による P R を実施

（7）組織基盤の強化

▼取り組み 1__地域班会議の活性化

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果
事務局と会員との関係強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「京橋」、「日本橋」、「佃」、「月島」、「勝どき・豊海・晴海」の 5 地域で開催 ・ 平成 30 年度以降未実施。実施方法等について検討

▼取り組み 2__会員の交流の促進

具体的取り組み	第 3 次計画（平成 29～令和 3 年度）の成果
会員の交流広場の環境等改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月初めの 2 日間、京華スクエア集会室で実施。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、規模を縮小して実施

▼取り組み 3_事務局の運営体制強化

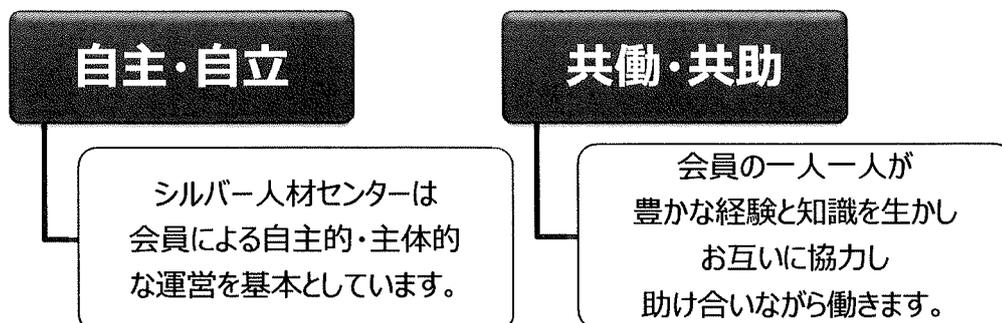
具体的取り組み	第3次計画（平成29～令和3年度）の成果
就業専門員と職員との連携強化	<ul style="list-style-type: none">・事務室のレイアウト変更を実施・情報共有など就業専門員との連携の強化に努めた。
職員のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none">・インターネット環境を利用し研修の受講を促進した。

▼取り組み 4_公益法人事務・会計の徹底

具体的取り組み	第3次計画（平成29～令和3年度）の成果
予算管理の徹底	<ul style="list-style-type: none">・予算策定の精度向上及び適正な執行管理の実施
計画的な監査の実施	<ul style="list-style-type: none">・中間監査、決算監査の年2回の実施

V 計画の枠組と事業展開

1 センターの基本理念



2 第4次計画における主要目標

	達成目標
会員数	正会員 720名
就業率	82%
契約金額 ※	284,600,000円 請負 278,000,000円 派遣 6,600,000円

※第3次中期計画においては「配分金」としていた。契約金額は、配分金と材料費、事務費を合算した金額であり、一般的な指標には、「契約金額」が使われています。

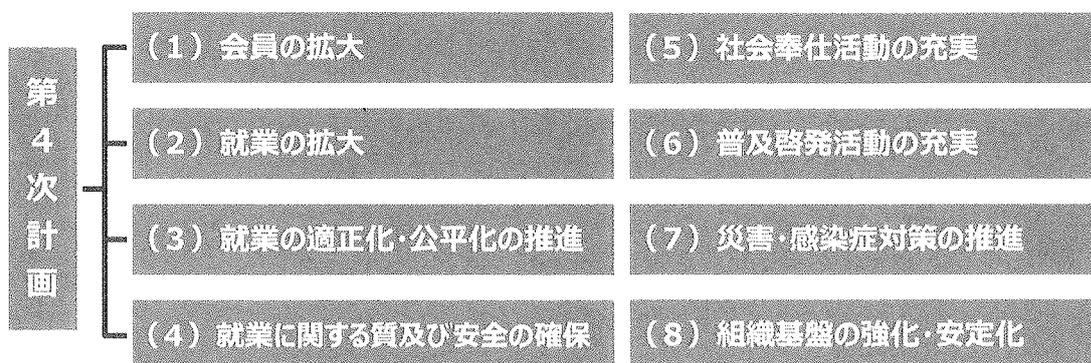
※令和5年10月から導入されるインボイス制度については、シルバー人材センターでの取り扱いが未確定なため、契約金額の算定において、その影響を考慮していません。

参考 インボイス制度（適格請求書等保存方式）

インボイスとは、事業者間の商取引で、消費税率や税額を正確に把握するために発行する請求書等のことです。ここでは詳細な説明は省きますが、この制度が導入され、シルバー人材センターへの特例措置（全国シルバー人材センター事業協会〈以下「全シ協」という。〉が国等に要望書を提出するなどの働きかけを行っています。）が講じられない場合、新たに消費税の支払が発生するなど、センターの運営に大きな影響がでることになります。この対応についても、全シ協で検討しています。

3 事業の展開

- 第4次計画では、(1)～(8)の8つの柱をもとに事業の展開を図ります。具体的な内容は毎年度の事業計画に定めて実施します。



(1) 会員の拡大



●入会説明会の充実

申込み機会の拡充と新しい生活様式への対応（申込みによる来所者の分散）を踏まえ、インターネットを活用した動画によるセンターの紹介や、説明会の開催回数を増やすなど、柔軟で効果的な取り組みを進めていきます。

●機会をとらえた積極的なPR

入会促進キャンペーンの実施や、高齢者クラブ、町会・自治会など各種団体の会合の場やイベントの機会をとらえ、センターのPRを図ります。

●多様な媒体による普及啓発

区広報紙など、波及効果の高い媒体を活用し、会員拡大や就業開拓に向けたさらなる普及啓発を図ります。

●チラシの全戸配布の実施

チラシの全戸配布を実施し、すぐ手に取れるダイレクトなPRを行います。

●会員による拡大

口コミによる入会呼びかけなど、会員に協力を求めます。



●事務局の運営体制の強化

民間事業者や一般家庭からの受注の拡大を図るとともに、就業専門員と職員との連携を強化するため、事務の執行体制の見直しを行っていきます。

●介護予防・日常生活支援総合事業の拡大

事業の拡大に対応できるよう、適性を考慮した就業会員の確保と育成に努めます。

●独自事業の充実

パソコン教室、毛筆（写経）教室、包丁研ぎなど、地域の高齢者の学ぶ意欲を満たす講座や家庭支援につながる事業を継続するほか、スマホ教室など時代やニーズに即した教室を開催することにより、充実を図ります。

●労働者派遣事業の拡充

派遣事業を積極的に推進し、民間事業者や一般家庭からの受注の開拓強化を図り、就業機会を拡大するとともに、就業できる職種の選択肢を増やすことにより、会員確保にもつなげていきます。受注は、発注者と会員の意向を踏まえて行います。

●個別相談会の充実

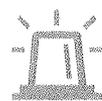
就業していない会員の把握と声掛けを強化し、きめ細やかな相談を実施することにより、新たな就業につなげます。



(3) 就業の適正化・公平化の推進

●就業の適正化・公平化に関する仕組みの推進

適正就業ガイドラインに基づき、請負から派遣への移行など、さらなる就業の適正化に努めます。また、年齢による一部就業制限や3カ月、5年ルール適用はもとより、就業の適性も考慮しつつ、引き続き安定した就業と会員間の公平性を確保していきます。



(4) 就業に関する質及び安全の確保

●接遇の強化

就業会員の研修を継続して実施します。新入会員には、研修時に「接遇事例集」を配布するなど接遇の強化を図ります。

●安全管理委員会の機能強化

会員の高齢化への対応も考慮し、安全管理体制の充実を図るとともに、就業現場の巡回視察の回数を増やすなど、安全な就業環境の確保と会員自身の安全意識の向上を目指します。

●会員研修の充実

熱中症対策セミナーや、転倒予防講習、自転車事故防止など、就業状況に即した安全研修を継続的に実施するとともに、その充実を図ります。また、東京しごと財団主催の就業支援研修等を活用して会員のスキルアップを図ります。

●損害事故防止の発生抑制

事故の未然防止のため、受注時の現場確認はもとより、実際に発生した事故について十分な検証や原因解明を図り、適切な注意喚起や意識啓発を行うことにより、発生抑制に努めます。

●健康管理意識の促進

継続業務の新規就業、年度更新の際に健康状態の確認を継続します。

●緊急連絡体制の整備

日ごろより緊急時連絡体制を整えるとともに、大規模な災害や感染症の発生時には、関係機関等との連携または指示を仰ぎ、就業現場への適切な対応を図ります。

●調査研究

本計画の終期に、顧客満足度調査・会員の意向調査を実施し、会員や顧客の意向等の把握と現況の評価を行います。

(5) 社会奉仕活動の充実



●ボランティア活動の推進

ホームページや一斉ショートメッセージサービスの活用など、周知を強化することで、会員の活発な参加を促します。また、東京マラソンボランティアに積極的に参加します。

●機会をとらえた募金活動の実施

大きな災害の発生時には、救援活動として会員に義援金を募ります。

(6) 普及啓発活動の充実



●ホームページの充実

常に最新の情報掲載を心がけ、就業開拓・入会促進を図るとともに、業務・財務・安全等の情報の掲載を継続するほか、就業案内情報を掲載し、就業の促進に努めます。

●多様な媒体による普及啓発（再掲）

区広報紙など、波及効果の高い媒体を活用し、会員拡大や就業開拓に向けたさらなる普及啓発を図ります。

(7) 災害・感染症対策の推進



●災害時や感染症流行時の安全対策と就業体制の確保

災害などの緊急事態におけるセンターの事業継続計画（BCP）を作成し、常時見直しを行うとともに、会員等に周知を図ります。

また、新型コロナウイルスなどの感染拡大を防止するため、検温や消毒、マスクの着用など、国や東京都、中央区が掲げる対策を遵守し、発注者や会員、職員の安全を確保していきます。

●緊急連絡体制の整備（再掲）

日ごろより緊急時連絡体制を整えるとともに、大規模な災害発生時や感染症発生時には、関係機関等と連携または指示を仰ぎ、就業現場への適切な対応を図ります。

(8) 組織基盤の強化・安定化



●地域班活動の活性化

地域班の活動について、会員の相互連携意識や親睦といった役割も踏まえ、活性化を目指します。

●リーダー情報交換会（仮称）等の開催

仕事別グループのリーダーとセンター役職員が情報を共有できる機会を設けることにより、センターの円滑な運営を図る一助としていきます。

●会員の交流の促進

会員の交流広場（月2日間）の場を会員にとって有意義なものとするために、センターからの情報発信内容に工夫をこらしていくとともに、会員同士の交流を支援していきます。

● 会員への情報提供の強化

ホームページや業務システム、スマートフォンなどのツールを活用し、会員への情報提供・情報共有の強化を図ります。

● 事務局の運営体制の強化（再掲）

民間事業者や一般家庭からの受注の拡大を図るとともに、就業専門員と職員との連携を強化するため、事務の執行体制の見直しを行っていきます。

● 公益法人事務・会計の徹底

顧問会計士、顧問弁護士の協力のもと、監事による定期的な監査を実施するとともに、指導官庁の指導を受けながら、公益法人としての適正な事務遂行、会計管理に努めます。

● キャッシュレス決済への対応

コンビニ収納やクレジットカード、QRコード決済を導入するなど、現金や振込以外の支払方法への対応を図ります。

● 国等の制度改正に対応した取組の強化

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入をはじめセンターの運営に大きな影響を及ぼす制度改正などへの対応について、センター会員と役職員が情報を共有し一丸となって取り組むことで、安定したセンターの運営を図っていきます。

VI 資 料

＜資料 1 総務委員会運営規則＞

平成 23 年 4 月 1 日施行

（目 的）

第 1 条 この規則は、公益社団法人中央区シルバー人材センター（以下「センター」という。）が設置する総務委員会（以下「委員会」という。）の構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任 務）

第 2 条 委員会は、理事会のもと、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) センターの事業の運営に関する方針案及び計画案を策定して、理事会に提出すること。
- (2) センターの円滑・継続的な運営及び収入を確保するための体制、並びにセンターの業務の適正を確保するための体制整備と、その運用及び改善について、理事会に意見を提出すること。
- (3) 理事会に承認された、上記(1)及び(2)の具体化の推進及び実施にかかわること。

（委 員）

第 3 条 委員会の委員は、センターの理事、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任し会長が委嘱する。

- 2 委員の数は、7 人以内とする。
- 3 委員のうち、センターの理事は 5 人以内とする。
- 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選により選出する。

- 2 委員長は委員会の議長となり、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

（会 議）

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が随時召集する。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し、なるべく開催日の 5 日前までに、書面等により、あらかじめ日時、場所及び議題その他必要な事項を通知するものとする。なお、委員会の席上、次回開催予定を決めたときは、これを省略することができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、あらかじめ書面をもって意見を表明した委員は、出席者とみなす。
- 4 委員会の議事は、議長を除く委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

6 委員会は、原則として非公開とする。

7 委員長は、必要と認めたときは委員会に諮り、委員以外の者を参考人として会議へ出席させ、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議録)

第6条 委員会の会議については、その事項、経過及び結果の要点を記載した記録を作成するものとする。

2 前項の記録は、原則として非公開とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、センターの事務局が行うものとする。

2 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(補 則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

<資料2 総務委員会委員>

区分	役職	氏名
委員長	理事	橋谷 正雪
副委員長	副会長	萬光 範一
委員	常務理事	遠藤 龍雄
委員	理事	内藤 勝代
委員	正会員	三田 富貴子
委員	正会員	安達 幹雄

第4次 中央区シルバー人材センター中期計画
(令和4年度～令和8年度)

令和4年4月

発行 公益社団法人 中央区シルバー人材センター
〒104-0032

中央区八丁堀 3-17-9 京華スクエア 1階

TEL 03-3551-2700 FAX 03-5542-2100